資料１

令和７年増殖実績について

令和７年増殖実績について

１　増殖呈示量

知事から漁業権の免許を受けた内水面の漁業協同組合は、対象とする水産動植物の増殖を行う義務があり（漁業法第１６８条）、群馬県内水面漁場管理委員会では各漁場における最低限行うべき増殖の目安として、「増殖呈示量」を示している。

なお、都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる（漁業法第１６９条）。

２　令和７年増殖呈示量の通知と達成状況

令和７年の増殖呈示量（２ページ）は、漁業権の免許を受けた漁業協同組合に令和７年３月２４日付けで通知している。

その後、各漁業協同組合（以下、漁協という）へ令和７年増殖実績の報告を依頼し、増殖が適正に実施されているかを調査した結果（３ページ）、６つの漁協の３魚種で令和７年増殖呈示量に達していなかった（４ページ）。さらに、今年度からの新たな指標である増殖呈示額を各漁協が達成しているかを調査したところ、３つの漁協において令和７年増殖呈示額が達成されていなかった（５ページ）。このため、呈示量及び呈示額を達成できなかった漁業協同組合の指導について検討したい。

漁業法抜粋

第１６８条

内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第１６９条

都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（第百七十一条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあっては、同条第四項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会。次条第四項及び第六項において同じ。）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

２～４　略

令和7年呈示量

漁業協同組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場造成(箇所)	オイカワ 産卵場造成(箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場造成(箇所)	モツゴ・クチボソ (kg)	ナマズ (kg)
利根1号	1,920	408,000	392,000			32	2	2	24		2,400	2		
利根15号		産卵床造成2箇所												
阪東2号	136	58,000				5	1	2	5					
群馬3号	120	468,000				5	1	2	5	5				5
東毛3号	120	45,560				32	1	2	5	5				5
東毛8号	8	240				24	1	2	5					
吾妻4号	240	154,000	32,000			7	1	2	5					
上州5号	1,760	1,142,000	30,000	(内大塩貯水池) 20,000		320	1	2	16	8	800			
烏川5号	168	30,000				24	1	2	5	16				
南甘6号	2,920	428,000	4,000				1		8			2		
上野村6号	2,080	1,354,400	690,000				1		8			2		
神流川7号	40	98,000				800	1	2			33,600			
両毛9号	120	513,000	13,350			16	1	2	5		320	2		
両毛10号	120	120,000	6,000			8	1	2	5		7,680	2		
邑楽11号						800			8					8
近藤沼12号						800			5		320			
日向13号						800			8					
城沼14号						120			5				12	
赤城大沼16号						240	1				53,600			
榛名湖17号				20,000		16					28,800			
合計	9,752	4,819,200	1,167,350	40,000		4,049	15	22	122	34	127,520	10	12	18

・斜線：増殖呈示のない魚種

令和7年呈示額

漁業協同組合	R6 遊漁料・行使料収入合計	R7呈示額※3
利根※1	¥33,114,500	¥9,934,350
阪東※1	¥5,499,000	¥1,649,700
群馬※1	¥19,359,400	¥5,807,820
東毛※1	¥4,019,000	¥1,205,700
吾妻※1	¥10,354,800	¥3,106,440
上州※1	¥27,841,600	¥8,352,480
烏川※1	¥2,859,990	¥857,997
南甘※1	¥21,689,600	¥6,506,880
上野村※1	¥46,363,300	¥13,908,990
神流川※1	¥5,798,300	¥1,739,490
両毛※1	¥15,999,600	¥4,799,880
邑楽※1	¥2,723,000	¥816,900
近藤沼※2	¥3,741,900	¥748,380
日向※2	¥3,948,500	¥789,700
城沼※2	¥1,955,000	¥391,000
赤城大沼※2	¥32,568,200	¥6,513,640
榛名湖※2	¥7,743,500	¥1,548,700
合　　計	¥243,624,190	¥73,087,257

※1　河川漁協
※2　湖沼漁協
※3　河川漁協＝遊漁料・行使料収入合計×0.3
　　湖沼漁協＝遊漁料・行使料収入合計×0.2

令和7年増殖実績

魚種	アユ	ヤマメ	イワナ	マス	コイ	フナ	ウグイ	オイカワ	ウナギ	ドジョウ	ワカサギ	カジカ	モツゴ・クチボソ	ナマズ
漁業協同組合	稚魚(kg)	稚魚(尾)	稚魚(尾)	稚魚(尾)		(kg)	産卵場造成(箇所)	産卵場造成(箇所)	(kg)	(kg)	卵(万粒)	産卵場造成(箇所)	(kg)	(kg)
利根1号	2,300	1,459,500	1,015,000	0		40	2	2	30		3,000	2		
利根15号		産卵床造成2箇所												
阪東2号	237	320,500		1,000,000		5	1	2	5					
群馬3号	160	1,409,000		2,650,000		5	2	2	5	5				5
東毛3号	150	150,700				30	1	2	6	5				5
東毛8号	10	300				30	1	2	4					
吾妻4号	325	382,000	40,000	1,411,990		9	2	1	2					
上州5号	1,990	3,000,000	80,000	4,030,000 (内大塩貯水池)		322	1	2	20	10	1,000			
烏川5号	210	100,000				35	1	2	6	30				
南甘6号	3,500	1,510,000	5,000	100,000			1		10			2		
上野村6号	2,680	3,458,000	2,400,000	4,840,000			1		10			2		
神流川7号	50	607,000		300,000		1,002	2	2			15,600			
両毛9号	150	1,711,500	60,000			16	2	2	5		400	2		
両毛10号	150	400,000	10,000	2,200,000		8	2	2	5		10,100	2		
邑楽11号						1,002			5					15
近藤沼12号						900			5		400			
日向13号						850			8					
城沼14号						200			20				20	
赤城大沼16号						300	1				35,600			
榛名湖17号				30,000		5					24,000			
合計	11,912	14,508,500	3,610,000	16,561,990		4,759	20	21	146	50	90,100	10	20	25

・灰色のセル：令和7年増殖目標量未達成
・斜線：増殖目標のない魚種

R7呈示額と実績の比較

漁業協同組合	R6行使料収入	R6遊漁料収入	合計	R7呈示額	R7増殖実績
利根	¥5,546,000	¥27,568,500	¥33,114,500	**¥9,934,350**	**¥19,844,215**
阪東	¥489,000	¥5,010,000	¥5,499,000	**¥1,649,700**	**¥3,226,925**
群馬	¥2,170,500	¥17,188,900	¥19,359,400	**¥5,807,820**	**¥8,069,895**
東毛	¥237,000	¥3,782,000	¥4,019,000	**¥1,205,700**	**¥1,461,141**
吾妻	¥3,692,500	¥6,662,300	¥10,354,800	**¥3,106,440**	**¥9,869,728**
上州	¥5,030,100	¥22,811,500	¥27,841,600	**¥8,352,480**	**¥18,804,889**
烏川	¥201,400	¥2,658,590	¥2,859,990	**¥857,997**	**¥1,342,565**
南甘	¥661,000	¥21,028,600	¥21,689,600	**¥6,506,880**	**¥16,590,454**
上野村	¥2,580,000	¥43,783,300	¥46,363,300	**¥13,908,990**	**¥30,735,110**
神流川	¥197,800	¥5,600,500	¥5,798,300	**¥1,739,490**	**¥3,486,736**
両毛	¥784,000	¥15,215,600	¥15,999,600	**¥4,799,880**	**¥7,746,666**
邑楽	¥180,000	¥2,543,000	¥2,723,000	**¥816,900**	**¥922,000**
近藤沼	¥167,400	¥3,574,500	¥3,741,900	**¥748,380**	**¥1,613,262**
日向	¥200,000	¥3,748,500	¥3,948,500	**¥789,700**	**¥806,300**
城沼	¥325,000	¥1,630,000	¥1,955,000	**¥391,000**	**¥334,400**
赤城大沼	¥83,200	¥32,485,000	¥32,568,200	**¥6,513,640**	**¥2,257,743**
榛名湖	¥175,000	¥7,568,500	¥7,743,500	**¥1,548,700**	**¥1,460,942**
合計	¥22,719,900	¥222,859,290	¥245,579,190	**¥73,673,757**	**¥22,102,127**

・灰色のセル：令和7年増殖呈示額未達成

令和7年増殖呈示量未達成状況

No.	漁協名	免許番号	魚種	呈示量		実績量（換算後）		不足量		未達成理由	指導（案）
				数量	単位	数量	単位	数量	単位		
1	東毛漁協	共第3号	フナ	32	kg	30	kg	2	kg	共第8号と合わせて60kgを発注していたが、10kgずつ6袋で納入されたことから、共第3号へ3袋、共第8号へ3袋放流したため。	文書
2	東毛漁協	共第8号	ウナギ	5	kg	4	kg	1	kg	共第3号と合わせて10kgを発注していたが、2kgずつ5袋で納入されたことから、共第8号へ2袋、共第3号へ3袋放流したため。	文書
3	吾妻漁協	共第4号	ウナギ	5	kg	2	kg	3	kg	ウナギ釣りの利用がなく、放流効果が限定的であり、他魚種への放流を優先したため。	文書
4	神流川漁協	共第7号	ワカサギ	33,600	万粒	15,600	万粒	18,000	万粒	県漁連を通じて網走湖産の卵を7,000万粒（呈示量換算で42,000万粒）の購入要望をしていたが、不漁等の理由で網走湖産2,600万粒（呈示量換算で15,600万粒）しか購入できなかった。次年度においても県漁連を通じて呈示量の確保に努めたい。	行わない
5	邑楽漁協	共第11号	ウナギ	8	kg	5	kg	3	kg	仕入れ先の都合で入荷しなかったため。	文書
6	赤城大沼漁協	共第16号	ワカサギ	53,600	万粒	35,600	万粒	18,000	万粒	西網走湖が未遡上のため出荷不可能であり、河口湖についても後半遡上せず、出荷不可能であったため。	行わない
7	榛名湖漁協	共第17号	ワカサギ	28,800	万粒	24,000	万粒	4,800	万粒	榛名湖のワカサギが小さいという遊漁者からの指摘により、放流量を減らしたため。	文書
8	榛名湖漁協	共第17号	フナ	16	kg	5	kg	11	kg	呈示量の認識違いのため。	文書

令和7年増殖呈示額未達成状況

No.	漁協名	免許番号	呈示額		実績額		不足額		未達成理由	指導（案）
1	城沼漁協	共第14号	391,000	円	334,400	円	56,600	円	増殖呈示額に対する認識不足のため。	文書
2	赤城大沼漁協	共第16号	6,513,640	円	2,257,743	円	4,255,897	円	増殖呈示額に対する認識不足のため。	文書
3	榛名湖漁協	共第17号	1,548,700	円	1,460,942	円	87,758	円	増殖呈示量の認識の違いから、放流量を減らしたため。	文書

呈示量未達成の取扱いについて

令和６年増殖呈示量についてより抜粋

４　呈示量の未達成の取扱い

呈示量を満たしていない漁協の水産動物については、漁場全般において長期的な影響を及ぼす災害や事故の発生、生産事情により種苗の入手が困難等の理由から内水面漁場委員会でやむを得ないと判断した場合を除き、文書等による指導を実施する。

事務局案

全国的なワカサギ卵の不漁により、複数の漁協においては、購入を要望したものの、ワカサギ卵を確保することができなかった。このため、神流湖および赤城大沼における呈示量が未達成となったことについては、やむを得ない事情によるものと判断し、文書等による指導は行わないこととする。
なお、上記以外の未達成項目については、従来どおり文書による指導を実施するものとする。